

特別監査の指摘事項を含めた課題整理

課 題	現 状	要 因 ・ 改 善 事 項	再発防止の方向性
(1) システムログイン時の認証	・生活保護システムは、個人ID・パスワード入力によりログインするため、他職員のID・パスワードを入手すれば成りすましが可能となっている。	① 個人ID・パスワードによるログイン認証を行っている。 ② 個人ID・パスワードの管理が徹底されていない。	1. システム改修 2. 運用変更 4. 研修の実施
(2) 決裁方法	・正規の決裁（紙決裁）を経なくてもシステム上の決裁登録をすれば支出可能となっている。 ・決裁処理件数が多く、決裁の押印の漏れが生じている。 ・桜福祉事務所に対する特別監査において指摘事項があった。	① 紙決裁とシステム上の決裁登録の実施者が分かれており、経理担当者がシステム上の決裁登録処理を行っている。 ② 桜福祉事務所では、決裁権者の押印のない保護決定調書についても経理担当職員がシステム上の決裁登録処理を行っていた。 ③ 桜福祉事務所では、決裁権者が虚偽の報告により押印漏れと誤信し、保護決定調書に押印していた。 ④ 保護の決定以外にも多くの決裁処理が必要であり、決裁権者の負担が大きくなっている。 ⑤ 桜福祉事務所では、生活保護システムのバーコード処理が行えない際に、保護決定調書を確認せずに、手処理で決裁登録処理を行っていた。	1. システム改修 2. 運用変更 3. 事務手順の再確認 4. 研修の実施 6. 組織等改正
(3) 経理の役割	・経理担当者の職務として、紙決裁上の決裁印を確認後、保護決定調書の内容を確認することなくシステム上の決裁登録処理を行っている。 ・支給明細書（点検用）の点検方法が誤っていた区がある。	① 経理担当職員は紙決裁したものをシステム上の決裁につなぐ重要なポイントだが、経理の意識が会計事務に偏っている。 ② 桜福祉事務所では、未決裁の保護決定調書が残っている状況で支給明細書（点検用）を出力して点検を実施していた。	2. 運用変更 3. 事務手順の再確認 4. 研修の実施 5. マニュアルの整備 6. 組織等改正
(4) 組織体制	・課長、査察指導員、ケースワーカー、経理担当職員の役割は明確化されているが、決裁件数も多く、十分に内部牽制が効いていない。 ・大宮福祉事務所に対する特別監査において指摘事項があった。	① ケースワーカーと経理担当職員が同じ執務室にいますので、不正が起こる可能性がある。 ※ 年長者に頼まれたら断りづらい。 ※ 身内に甘くなり内部牽制が効かない。 ② ケースワーカーが1人1地区担当となっている。 ③ 係長ではなく、主査が査察指導員としてケースワーカーの業務をマネジメントしている場合がある。 ④ 査察指導員の適正人数 ⑤ 色々な作業に対して、マニュアル等が存在していないことや、分散されすぎていて経験の無い職員が発見するのが難しい状態である。 ⑥ 大宮福祉事務所では、当該職員が長期間にわたり訪問調査を行っていないことを組織的に把握していなかった。 ⑦ 大宮福祉事務所では、当該被保護世帯の浦和区への転居事実があったが、両福祉事務所間の事務移管が行われていなかった。 ⑧ 大宮福祉事務所では、当該職員が大宮福祉事務所から異動したが、後任となる職員に対する事務引継ぎが行われていなかった。	2. 運用変更 3. 事務手順の再確認 5. マニュアルの整備 6. 組織等改正
(5) システムの不備等	・生活保護システムの設定に不備があり、また、機能を悪用することが可能になっている。	①高額な生業費が入力可能となっていた。 ※システム設定変更済み ②査察指導員の管理機能でデータの修正が可能となっていた。 ※システム設定変更済み ③容易に一時扶助等の入力が出てしまう。	1. システム改修 3. 事務手順の再確認
(6) 文書管理	・公文書の取扱いについてルールが守られていない。 ・桜福祉事務所に対する特別監査において指摘事項があった。	①当該職員が公文書を個人的に保管していた。 ②当該被保護世帯の保護台帳が作成されていなかった。	3. 事務手順の再確認
(7) 制度教育	・生活保護ケースワーカー経験のない査察指導員や課長（所長）が審査・決裁を行っている場合がある。	①管理職員への教育	4. 研修の実施